

別表第一

国宝の指定書の形式

表		用紙	寸法	
模様 (山水)	地色	製すき入 (「文部科学省」の文字)	縦 二百八十 ミリメートル	横 四百 ミリメートル
暗い ピヤ 色	明るい セビ ヤ			

表	
<p>記号番号</p> <p>割印</p> <p>名称</p> <p>員数</p> <p>構造及び形式又は寸法、重量</p> <p>若しくは材質その他の特徴</p> <p>右を国宝に指定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>文部科学大臣</p> <p>印</p>	<p>国宝指定書</p>

裏	
<p>所有者</p> <p>住所</p> <p>所有者</p> <p>所在の場所</p> <p>変更の年月日</p>	<p>所有者</p> <p>住所</p> <p>所在の場所</p> <p>交付又は再交付の年月日</p>
<p>備考</p> <p>左の場合には、文化財保護法の規定により、指定書を添えて届け出なければならないことになつてい</p> <p>ます。</p> <p>一 国宝の所有者が変更したとき。</p> <p>二 国宝の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p> <p>三 国宝の所在の場所を変更したとき。</p>	

記載上の注意

- 一 記号は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡（筆跡及び典籍を含む）、古文書、考古資料、歴史資料及び雑の区分により、これらの頭文字とし、番号は、この区分ごとに、それぞれ第一号から追番号をもつて記載するものとする。
- 二 文字は、黒色の墨汁をもつて記さなければならない。